



福島医発第 65 号 (地)
平成 30 年 4 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、「化学物質のリスク評価検討会」における、リスク対象物質であるピリジン、ニッケル (金属及び合金)、テトラエチルチウラムジスルフィド (別名: ジスルフィラム)、二塩化酸化ジルコニウム、メタクリル酸の 5 物質に関するリスク評価の報告書を踏まえ、労働者の健康障害防止対策について取りまとめたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、上記 5 物質に関する有害性情報等につきましては別添をご参照いただきますとともに、報告書全文が厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192703.html>) に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 白石恒明

日医発第1149号 (地Ⅱ225)

平成30年3月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本職宛に、周知についての協力依頼がありました。

本件は、「化学物質のリスク評価検討会」において、ピリジン、ニッケル（金属及び合金）、テトラエチルチウラムジスルフィド（別名：ジスルフィラム）、二塩化酸化ジルコニウム、メタクリル酸の5物質についてリスク評価を行い、その報告書が取りまとめられ、本報告書を踏まえ、労働者の健康障害防止対策についてとりまとめたということです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、ピリジン等 5 物質についてリスク評価を行い、先般その報告書を取りまとめたところです。本報告書を踏まえ、下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の会員、傘下事業場等の関係者に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、ピリジン等 5 物質に関する有害性情報等については別添を参照いただくとともに、報告書全文(本文及び別冊)を厚生労働省のウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192703.html>) に掲載していますのでお知らせします。

記

1. ピリジン

初期リスク評価の結果、一部の事業場で、リスクが高い状況が見られたことから、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、これらの情報を踏まえた詳細なリスク評価を行うことを予定している。

しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 3 の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条、第 577 条、第 593 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

2. ニッケル（金属及び合金）

初期リスク評価の結果、今回のばく露調査結果からは、ばく露によるリスクは低いと考えられるが、ヒューム等が発生することが見込まれる溶接作業に関してはデータが不足しているため、広くばく露実態調査を実施した上で、ばく露評価をまとめることを予定して

いる。

しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第 57 条の 3 の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

3. テトラエチルチウラムジスルフィド、二塩化酸化ジルコニウム及びメタクリル酸

初期リスク評価の結果、ばく露によるリスクは低いと考えられる。しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であることから、速やかに法第 57 条の 3 の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

リスク評価物質（5物質）に関する情報

物質名 【CAS No.】	有害性情報 (発がん性評価、その他の有害性、 許容濃度等。IARC と ACGIH については 下記の用語解説も参照)	用途の例
ピリジン 【110-86-1】	<発がん性評価等> ○発がん性：ヒトに対する発がん性が疑われる。 ・ IARC：2B ・ 日本産業衛生学会：情報なし ○皮膚刺激性／腐食性：あり ○眼に対する重篤な損傷性／刺激性：あり ○皮膚感作性：あり ○呼吸器感作性：報告なし ○神経毒性：あり LOAEL = 6 ppm ○生殖毒性：判断できない ○遺伝毒性：なし <許容濃度等> ○ACGIH TLV-TWA：1 ppm (3.1 mg/m³) ○日本産業衛生学会：設定なし	医薬品（スルホンアミド剤、抗ヒスタミン剤）、無水金属塩の溶剤および反応媒介剤、医薬品原料、界面活性剤、加硫促進剤、鎮静剤、アルコールの変性
ニッケル（金属及び合金） 【7440-02-0】	<発がん性評価等> ○発がん性：ヒトに対する発がん性が疑われる ・ IARC：金属ニッケル 2B ニッケル化合物 1 ・ 日本産業衛生学会 ：ニッケル製錬粉じん 第1群 ○皮膚刺激性／腐食性：なし ○眼に対する重篤な損傷性／刺激性：調査した範囲内で情報は得られていない ○皮膚感作性：判断できない ○呼吸器感作性：調査した範囲内では、報告は得られていない。 ○反復投与毒性 ：LOAEL = 0.1 mgNi/m³ ○生殖毒性：判断できない ○遺伝毒性：判断できない	特殊鋼、鍛鍛鋼品、合金ロール、電熱線、電気通信機器、洋白、メッキ、貨幣など

	<許容濃度等> ○ACGIH TLV-TWA : 1.5 mg/ m³ 不溶性ニッケル 0.2 mg/ m³ 水溶性ニッケル 0.1 mg/ m³ 二硫化ニッケル 0.1 mg/ m³ ○日本産業衛生学会 : 1 mg/ m³ 、 気道感作性第2群 皮膚感作性第1群 生殖毒性第3群	
テトラエチルチウラムジスルフィド (別名 : ジスルフィラム) 【97-77-8】	<発がん性評価等> ○発がん性 : ヒトに対する発がん性は判断できない ・ IARC : 3 ○皮膚刺激性／腐食性 : 判断できない ○眼に対する重篤な損傷性／刺激性 : 判断できない ○皮膚感作性 : あり ○呼吸器感作性 : 報告なし ○反復投与毒性 : LOAEL = 100 mg/人/日 ○生殖毒性 : 判断できない ○遺伝毒性 : 判断できない ○神経毒性 : あり <許容濃度等> ○ACGIH TLV-TWA : 2 mg/m³ ○日本産業衛生学会 : 情報なし	有機ゴム薬品 (加硫促進剤、硫黄供与型加硫剤)、医薬品
二塩化酸化ジルコニウム 【7699-43-6】	<発がん性評価等> ○発がん性 : ヒトに対する発がん性は判断できない ・ IARC : 情報なし ・ 日本産業衛生学会 : 情報なし ○皮膚刺激性／腐食性 : 判断できない ○眼に対する重篤な損傷性／刺激性 : あり ○皮膚感作性 : なし ○反復投与毒性 : LOAEL = 6 mg Zr/m³ ○生殖毒性 : 判断できない	ジルコニル石鹼 (塗料乾燥剤、各種撥水剤)、レーキ顔料、触媒、紙・パルプ排水中の微細物の凝集除去と有色物質の無色透明化による公害処理用、その他ジルコニウム化合物の原料

	○遺伝毒性：あり <許容濃度等> ○ACGIH TLV-TWA : 5 mg/m³ * TLV-STEL : 10 mg/m³ * * (ジルコニウム及びその化合物、Zr として) ○日本産業衛生学会：設定なし	
メタクリル酸 【79-41-4】	<発がん性評価等> ○発がん性：ヒトに対する発がん性は判断できない ・IARC：情報なし ・日本産業衛生学会：情報なし ○皮膚刺激性／腐食性：あり ○眼に対する重篤な損傷性／刺激性：あり ○皮膚感作性：なし ○呼吸器感作性：調査した範囲では、報告は得られていない。 ○反復投与毒性 : LOAEL = 20 ppm (70 mg/m³) ○生殖毒性：判断できない ○遺伝毒性：判断できない <許容濃度等> ○ACGIH TLV-TWA : 20 ppm (70 mg/m³) ○日本産業衛生学会：2 ppm (7 mg/m³)	熱硬化性塗料、接着剤、ラテックス改質剤、共重合によるプラスチック改質、イオン交換樹脂、紙・織物加工剤、皮革処理剤

【用語解説】

IARC（国際がん研究機関）の発がん性分類

- 1 : ヒトに対して発がん性がある
- 2 A : ヒトに対しておそらく発がん性がある
- 2 B : ヒトに対して発がん性の可能性がある
- 3 : ヒトに対する発がん性については分類できない
- 4 : ヒトに対しておそらく発がん性なし

ACGIH：米国産業衛生専門家会議

TLV-TWA : 1日8時間、1週40時間の正規の労働時間中の時間加重平均濃度（連日繰り返しばく露されても大多数の労働者が健康に悪影響を受けないと考えられる濃度）

TLV-STEL : 15分間の短時間ばく露限界